1 審議会の結論

令和2年2月26日付けの「小林保健所(以下「保健所」という。)に保存されている審査請求人についての全ての記録」についての保有個人情報開示請求(以下「本件請求」という。)に対して、令和2年3月12日付けで宮崎県知事(以下「実施機関」という。)が行った保有個人情報部分開示決定(以下「本件決定」という。)については、不開示とした箇所のうち、警察職員の職名については開示すべきである。また、不開示とした箇所のうち、別表に示す部分については、特段の支障がない限り、開示すべきである。なお、別表に示す部分以外についても、実施機関において、客観的な事実のみを記載している箇所及び審査請求人が明らかに知り得ていると認められる事実を記載している箇所及び審査請求人が明らかに知り得ていると認められる事実を記載している箇所と判断できる部分については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1)審査請求の趣旨

「本件決定を取り消す。」との裁決を求める。

(2)審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね 次のとおりである。

- ア 不開示部分は、宮崎県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第 17条第2号イ及びウに該当するため、開示すべきである。
- イ 開示請求者以外の個人名が含まれる相談はしておらず、不開示部分は 条例第17条第2号には該当しない。条例第18条の2に該当すること を請求する。
- ウ 条例第17条第7号ウ及びキを不開示の理由としている不開示記録に ついて、開示して説明すべきである。
- エ 令和〇年〇月〇日の相談内容に、「23条通報は受けていない。書類も受領していない。」とあるが、この点について全部開示して、審査請求人に対して精神科受診が必要との判断に至った過程と理由を説明すべきである。条例第18条の2に該当することを請求する。
- オ 本件処分に審査請求人は、個人的人権、権利、生活の安全、健康、財 産、利益を侵害されている。
- カ 事実と異なる記録や虚偽記載、恣意的方向性での記載があり、相談した際に説明した受診歴や検査結果等が詳細に記載されていない。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で説明している本件決定の理由の要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 不開示とした保有個人情報

保健所に保存されている全ての開示請求者の記録のうち、次に掲げるもの。

- ア 開示請求者以外の個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、 生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別する ことができるものであって、次のいずれにも該当しないもの。
 - (ア) 法令等の規程により又は慣行として開示請求者が知ることができ、 又は知ることが予定されている情報。
 - (イ)人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報。
 - (ウ) 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が知事が別に定める職にある警察職員である場合にあっては、当該警察職員の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分(開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。)。
- イ 保健所が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるものに該当するもの。
 - (ア) 相談を伴う事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの。
 - (イ) 当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障 を及ぼすと認められるもの。

(2) 不開示とした理由

条例第17条第2号本文若しくはウ又は同条第7号ウ若しくはキに該当する不開示情報であるため。

4 実施機関の弁明書に対する審査請求人の反論要旨

審査請求人が反論書で述べている要旨は、おおむね次のとおりである。

ア 反論の詳細は、審査請求書に記載している。

- イ 平成○年○月○日の相談記録に記載されている、保健所が自宅に来て からの時間と経緯は虚偽記載である。
- ウ 保健所には警察への相談内容は何ら話しておらず、私の個人情報に夫、 娘以外の第三者が記載されることはないはずである。

- エ 平成〇年〇月〇日の警察による保健所への通報が精神保健福祉法第2 3条に基づくものであったことについて、警察と保健所の回答が異なっ ている。
- オ 相談して1年以上経過したが、結果的に何もされないままに、家族関係もかき乱され、体調も悪化している。自分の分からないままに、精神障害者あるいはそのおそれのある者として、警察と保健所に自分の記録が残されている。
- カ 以上のことから、不開示部分の全開示を求める。

5 審議の経過

当審議会は、本件審査請求について、以下のように審議を行った。

年	月		Ξ	審	議	0)	経	過
令和	2年	7月	8 目	諮問を受け	た。			
令和	2年	9月2	2 4 日	諮問の審議	を行っ	た。		
令和	2年1	1月	4 日	諮問の審議	を行っ	た。		
令和	2年1	2月2	2 2 目	諮問の審議	を行っ	た。		

6 審議会の判断理由

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、保健所が作成した審査請求人の相談票及び対応記録である。当情報は、保健所において面接や電話、相談者の自宅訪問をした際に作成し、相談者の氏名や家族構成等の本人基本情報、相談に来た経緯及び相談や対応の内容を時系列で記載している。

(2) 審議会における審査方法について

当審議会は、条例第48条第1項及び第4項に基づき、インカメラ審理 (実施機関の行った本件決定について迅速かつ適切に判断するために、審 議会の委員が本件決定に係る保有個人情報を実際に見分して審議を行うこ と)を行うとともに、実施機関の出席を求め、不開示部分に関する説明を 聴き、本件決定の妥当性について審議した。

(3) 条例の規定について

ア 条例第17条第2号(開示請求者以外の個人に関する情報)

- (ア)条例第17条第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもので、ただし書に掲げる情報を除くもの。」を不開示情報として規定している。
- (イ) 同号ただし書ウは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が知事が別に定める職にある警察職員である場合にあっては、当該警察職員の氏名を除く。)」と規定している。なお、知事が別に定める職については、宮崎県個人情報保護条例第17条第2号ウの知事が別に定める職に関する規則により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とされており、これらに該当する警察職員の氏名は、本ただし書により開示される情報から除かれ、不開示情報となる。
- イ 条例第17条第7号(行政の事務事業に関する情報)
 - (ア)条例第17条第7号は、「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるものに該当するもの」を不開示情報として規定している。
 - (イ) 「次に掲げるもの」として、「ウ 指導、選考、診断、相談その他 の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関し、当該事務の適正な遂 行に支障を及ぼすと認められるもの」及び「キ その他当該事務又は 事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認め られるもの」を規定している。
- (4) 本件決定の妥当性について

本件対象保有個人情報に係る本件決定の妥当性について検討する。

ア 条例第17条第2号の妥当性について

実施機関が条例第17条第2号に基づいて不開示とした箇所は、審査請求人の夫や娘からの聞き取り内容や夫との電話内容、病院担当者の職氏名であり、審査請求人以外の個人に関する情報である。しかし、不開示部分には、審査請求人が相談をした経緯や審査請求人の現状、病院予約のキャンセルを伝える電話連絡等の、客観的な事実や明らかに審査請求人が知り得ていると認められる情報が含まれている。これらの情報については、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害

するおそれがあるものではないと判断されるため、別表に示す部分については、特段の支障がない限り、開示が妥当である。なお、別表に示す部分以外についても、実施機関において、客観的な事実や明らかに審査請求人が知り得ていると認められる情報と判断できる部分については開示すべきである。

イ 条例第17条第2号ウの妥当性について

実施機関が条例第17条第2号ウに基づいて不開示とした箇所は、知事が別に定める職にある、警部補以下の階級にある警察職員の職氏名に関する情報である。この情報について、警察職員の氏名は、同号ウに不開示情報と規定されているため、不開示が妥当であるが、警察職員の職については、同号ウにおいて開示情報と規定されているため、開示が妥当である。

ウ 条例第17条第7号ウの妥当性について

保健所の所感や所内協議内容、保健所の今後の対応方針等を含む箇所について、実施機関は、相談事務に関し、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められる情報として、条例第17条第7号ウに基づき、不開示としている。

本件保有個人情報については、同号ウに基づいて直ちに不開示となるものではなく、個々の事例ごとに、開示することによる利益と不開示とする利益とを比較衡量して、当該判断に支障を及ぼすと認められるときに不開示とすることが求められる。また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求される。

当審議会にて、同号ウに基づいて不開示とした箇所を見分したところ、 当該箇所には実施機関の判断が含まれており、開示することにより、当 該事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められる。よって、当該箇所に ついては、不開示が妥当である。

エ 条例第17条第7号キの妥当性について

保健所における審査請求人の相談概要や警察からの情報提供内容、警察と保健所との連絡内容等を含む箇所について、実施機関は、その他事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるものとして、条例第17条第7号キに基づき、不開示としている。

同号キで規定する「適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」とは、本号該当性の判断に当たり、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性について客観的に判断する必要があること、事務又は事業がその根拠となる規定、趣旨に照らして公益的な開示の必要性などの種々の利益を考慮した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。また、「支障」の程度は名目的なもの

では足りず、実質的なものが要求され、さらにその実質的な支障が「認められる」ことを実施機関が具体的に挙証できることが求められるため、条例第17条第2号に該当するか不明確であることを理由に条例第17条第7号キに基づいて不開示とするなど、単に名目的な支障で不開示とした部分については、開示が妥当である。

また、不開示部分に含まれる、審査請求人が相談をした経緯や審査請求人の現状、平成〇年〇月〇日以前に審査請求人が警察署に相談をした事実、審査請求人の娘が現在帰省しているという事実については、具体的な判断を含まない客観的な事実や明らかに審査請求人が知り得ていると認められる情報であり、この部分については、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすとは認められないと判断されることから、別表に示す部分については、特段の支障がない限り、開示が妥当である。なお、別表に示す部分以外についても、実施機関において、客観的な事実や明らかに審査請求人が知り得ていると認められる情報と判断できる部分については開示すべきである。

(5)審査請求人のその他の主張について

ア 条例第17条第2号イ及び第18条の2の該当性について

審査請求人は、不開示部分は、条例第17条第2号イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び第18条の2「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる」に該当するため、開示が必要である旨主張している。

ここで、条例第17条第2号イ及び第18条の2を適用する妥当性については、情報を開示することにより保護される利益と、開示しないことにより保護される利益を比較衡量して判断する必要がある。本件の場合、審査請求人の主張する事情をもって、不開示とすることにより保護すべき利益を犠牲にしてまで開示すべき特段の必要性があるとは認められないため、6(4)において検討し開示すべきとした部分を除く不開示部分については、不開示が妥当である。

イ その他、審査請求人は、審査請求書及び反論書において、相談票の記載内容等について種々主張するが、審査請求人のその他の主張については、当審議会で判断し得るところではない。

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(別表) 不開示とされた情報のうち、当審議会において開示すべきと判断した箇所

		実施機関が不開
=★ \// ☆// \	問 三十 ごと 1. 地底 1. た 笠 正	
該当部分	開示すべきと判断した箇所	示とした理由
		(条例第17条)
	1ページ 1行目行頭から9行目10文字目まで	
	1ページ 10行目行頭から行末まで	第7号キ
平成〇年〇月	1ページ 11行目24文字目から32文字目ま	
○日までの相	で	
談概要資料	1ページ 16行目行頭から17行目行末まで	
	1ページ 24行目行頭から26行目17文字目	第2号
	まで	
	1ページ 3行目行頭から5行目10文字目まで	
平成〇年〇月	1ページ 6行目5文字目から7行目10文字目	第7号キ
○日から○月	まで	
○日までの対	1ページ 17行目行頭から27行目行末まで	
応記録	1ページ 28行目行頭から29行目10文字目	
「相談内容·	まで	第2号
処遇等」	2ページ 3行目行頭から6行目26文字目まで	
	3ページ 33行目行頭から35行目行末まで	
平成〇年〇月〇日	2行目行頭から13文字目まで	
対応記録「相談内	4 行目行頭から 5 行目 2 2 文字目まで	第7号キ
容・処遇等」	6 行目 3 1 文字目から 8 行目 1 2 文字目まで	
令和○年○月○日から	2ページ 34行目19文字目から35行目行末	
○月○日の対応記録	まで	第7号キ
「相談内容」	2ページ 37行目行頭から38行目行末まで	
令和〇年〇月〇日対応	2行目4文字目から12行目9文字目まで	
記録「相談内容」	13行目5文字目から行末まで	第7号キ
令和○年○月○日から		
○月○日の対応記録	11行目20文字目から12行目行末まで	第7号キ
「相談内容」		
,		